

特定病院の認定について

このことについて、次のとおり精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項後段及び第 33 条第 4 項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として認定を行ったので、お知らせします。

記

病院名	所在地	指定期間
医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町 580 番地	令和 4 年 2 月 14 日～ 令和 7 年 2 月 13 日
医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町原 883-1	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
医療法人社団三愛会 三船病院	丸亀市柞原町 366	令和 4 年 4 月 13 日～ 令和 7 年 4 月 12 日
香川県立丸亀病院	丸亀市土器町 東九丁目 291 番地	令和 5 年 5 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台	坂出市加茂町 963 番地	令和 3 年 11 月 1 日～ 令和 6 年 10 月 31 日